志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会 第1回検討会議事録 (要旨)

- 1 開催日時 令和3年2月4日(木)午後6時15分から午後7時まで
- 2 開催場所 志村四中 3階 ランチルーム
- 3 出席者 検討会委員 22名 【欠席者なし】

傍聴1名

学校配置調整担当課長、新しい学校づくり課長 新しい学校づくり課学校配置調整第二グループ係長 新しい学校づくり課職員2名

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、マスクの着用や、手指の消毒、会場の換気を行うなどの取組を実施しました。また、緊急事態宣言期間中の開催のため、開会時間を従前よりも15分繰り上げ、午後7時30分までの会議終了を目途に開催しました。

1 開会

- 2 検討会の運営について
 - (1) 検討会委員

資料1のとおり確認。

志村小と志村四中の PTA、地域・学校関係者から推薦いただいた 21 名に、教育委員会事務局次長を加えた計 22 名が委員となった。多くの委員が協議会委員から引き続き検討会委員になっていただいているため、検討会から委員となった方のみ自己紹介。

(2) 検討会会則

資料2のとおり決定。

協議会会則を基本に作成し、協議会会則と違う部分について、事務局より説明し、決定した。

- ・検討会の設置目的は、意見書を基に志村小と志村四中との小中一貫型の学校 設置に向けた円滑な準備を計画的に行うこと。
- ・検討会の下に、作業部会を設置する。作業部会では、検討会で審議するための案を作成する。内容によって、志村小と志村四中の関係者だけでなく、それ以外の近隣の学校長やPTAの方々に意見を聞く必要がある場合には、検討会委員の推薦の依頼や作業部会への出席の依頼をする。
- ・作業部会自体は非公開になる。ただし、検討の経過や案の結果を検討会に随 時報告することで、見える化を図っていく。

(3) 検討会運営

資料3のとおり決定。

協議会運営を基本に作成し、協議会運営と違う部分について、事務局より説明し、決定した。

- ・検討会は2か月に1回を目安に開催する。
- ・作業部会は、検討会で審議する案を作成するため、機動的に検討できる体制にする。そのため、作業部会員が集まりやすい日時、集まりやすい場所を設定していく。

(4) 検討会会長の選出

全会一致により決定。

第7回、第8回協議会で検討会の体制について議論した際に、様々な地域や 学校の意見を公平に取りまとめていくため、教育委員会事務局次長とする案 でまとめていた。

全会一致により、教育委員会事務局次長 藤田浩二郎 委員が検討会会長に 選出された。

4 検討会会長 挨拶

志村小と志村四中との小中一貫型の学校は、今後の板橋区の小中一貫教育を推進していくための重要な学校になると思っている。子どもたちにとってより良い学校となるよう、皆さんのお知恵をお借りして、しっかりとした計画を作成したいと思っている。

5 説明事項(主な意見・質問に対する事務局の回答等)

(1)協議会意見書の内容確認について

令和2年11月16日に協議会で決定し、教育委員会に提出したものと同じものを配付(資料5)。この検討会では、この意見書を基に具体的な検討を進めていく。

(2)検討会の検討スケジュールについて 事務局より資料6を用いて説明。

(3) 跡地活用に関する報告事項

跡地活用の対象となる敷地の状況に変化があったため、現志村小の敷地の権利関係と今後の借地の取扱いについて、資料7を用いて事務局より説明。

事務局: 志村小の土地の内、神社側の4,212.69 ㎡が借地で、残りの3,136.63 ㎡が区の土地になる。志村小用地の使用目的として借りている4,212.69 ㎡の土地について、令和2年12月に地権者から返還要望があったため、区として借地返還について地権者と調整する。なお、志

村小が、現志村四中の校地に建設する施設一体の小中一貫型の学校が完成し、移転するまでは、現状のとおり借り続ける。

委員:借地返還について、いつごろから話し合いを始めるのか。

事務局:借地をどのような形で返還していくかは、随時進めていく。

委員:まず前提として知っていただきたいのが、志村小に貸している土地は、 地権者個人の土地ではなく、法人の土地ということだ。志村小に貸し ている土地が地権者に返還されれば、123年ぶりに返還されることに なる。あの土地をこれから100年、どのように利用するかは協議しな ければならないと考えている。

意見書の中で、志村小の跡地活用について防災拠点の強化というのがあった。ご存じの通り、志村小の体育館も老朽化が進んでおり、現状の志村小の体育館を引き続き長期的に使用し続けることは難しいという話を聞いた。志村小の体育館を長期的に残すことが難しいのであれば、志村小の跡地活用として防災拠点という話での調整は難しいのではないかと思う。

他の地域では、私立の学校と区が防災拠点の協定を結んでいる例があると聞いている。地権者の法人では、幼稚園をやっているが、志村小から返還された土地に幼稚園の建て替えを行い、そして区と防災拠点の協定を結ぶといった形で地域に貢献するというやり方もあるのではないかと考えている。

- 委員:私達は地域の代表者として、防災拠点としての必要性を言ってきた。 地震や津波など、坂上の地域だけでなく、坂下の地域も含めた防災対策という意味で、この志村小の跡地をどう防災対策として利用するかは、決しておろそかにできない問題と考えている。
- 委 員:まずは、123年間、土地を貸していただいたことにお礼を言う姿勢が 大事だと思っている。

また、志村小の跡地の内、区所有の土地が残っているので、洪水の時 に避難する場所として使用するなどの検討をお願いしたい。

- 会 長:志村小の跡地活用については、この検討会の中で協議をし、要望を出 してほしい。協議する期間はあるので、しっかりと地域の皆さんのご 意見を伺いながら地域にとってより良いものになるよう努めていく。
- 委員:地権者である法人側はまだ何をするか決まっていないし、これから 我々の意見を汲んでいただいて話し合いをしていくということか。
- 委員: 意見に対する具体的な話は、当然お金のかかる話なので、どれくらい のことができるのか、現実的な路線を検討していくべきと考えている。
- 委員:小学校の土地として長い間貸していただいて、123年ぶりに戻ってくるので、地権者である法人側で利用用途の考えがあって、そういうお話しをされているということか。

会 長:地権者である法人が、自らの土地をどう使うかについては、防災拠点 の話とは別問題の話なので、この検討会の俎上で話し合うべきもので はないと考えている。

> ただし、志村小の跡地活用については、検討会としての要望を出して ほしい。区としても、皆さん方地域の意見を最大限尊重し、斟酌して、 区と地主である法人との話し合いを進めていくことになる。

委員:まずは、123年間貸してくださったことにお礼を言うことが大事だと 思う。

事務局: 先ほどスケジュールでお示ししたとおり、長い期間かけて区所有の土地について、どう活用するか協議したいと考えている。

6 事務局からの事務連絡

- (1) PTA と学校関係者からの作業部会員の選出について ※検討会終了後に調整した。
- (2) 次回の検討会の開催日時について
- (3) 検討会ニュースの発行について

7 次回予定

第2回検討会

日時:令和3年4月下旬(予定)

場所:志村第四中学校 3階 ランチルーム(予定)第2回検討会については、改めて日時を調整する。